

さいたま市契約公報取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市契約公報（以下「契約公報」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公報に掲載する内容)

第2条 さいたま市契約公報発行規則（平成15年さいたま市規則131号。以下「規則」という。）第2条第1項第3号に規定する必要な事項として掲載する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び契約に関する条例、規則等に関する事項
- (2) 競争入札参加資格審査に関する事項
- (3) 一般競争入札、公募型指名競争入札に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか入札及び契約に関する必要な事項

(掲載する手続)

第3条 規則第5条に規定する契約課長への送付は、書面により行なうものとする。

(閲覧の方法)

第4条 規則第7条の閲覧に供する場所は、次のとおりとする。

- (1) 財政局契約管理部契約課
- (2) 各区役所の情報公開コーナー
- (3) さいたま市公式ウェブサイト
- (4) 前各号に掲げる場所のほか、必要と認められる場所

(購読料)

第5条 規則第9条第1項の規定による購読料は、さいたま市情報公開条例施行規則（平成13年さいたま市規則第18号）第9条の規定を準用する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、財政局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年4月1日から同年6月2日までに発行する契約公報については、第4条及び第5条の規定は、適用しない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。